

今年も  
お早めに



# 所得稅 住民稅の申告がはじまります 消費稅

## 所得稅

■確定申告を  
しなければならない人

○事業をしている人。不動産収入のある人。土地や建物を売った人などで、平成8年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。

○サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える人。給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人。二カ所以上から給与(年金受給者含む)を受けている人。

■確定申告をすれば税金が還付される人

○確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、雑損控除(雪降りし費用含む)や、医療費控除、住宅取得等特別控除などが受けられる人。

## 住民稅

■住民稅の申告を  
しなければならない人

○平成8年1月1日から12月31日までの間に所得(年金含む)のあった人。

○国民健康保険加入者。

○扶養家族として証明書が必要な人。

○生命保険や医療費控除を受けようとする人。

※なお、該当する方には、後日申告書を送付いたします。申告の手引きをよく読んで、ご自身で計算し、正しい申告をしてください。

## 消費稅

■消費稅の確定申告を  
しなければならない人

○平成6年中(基準期間)の課税売上高が300万円を超える事業者。

○平成6年中の課税売上高が300万円以下の事業者で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者。

平成8年分所得稅の確定申告及び住民稅の申告は2月17日から受付が始まり、3月17日までが申告期限です。期限間近になりますと混雑し長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早めに申告を済ませてください。

尚、日程を指定された方は、その日をお願いします。

### 振替納稅推進の町 宣言より12年!

本町では、昭和53年以来町民の皆様より御理解と御協力をいただき振替納稅を推進して、昭和60年4月10日に、「振替納稅推進の町」宣言を行いました。それにより振替納稅が充実発展し、確実に期限まで納付をいただいているところです。

今後、より納稅を充実発展するため、未利用者の方についても振替納稅制度を御利用くださるようお願い申し上げます。尚、口座振替届出用紙は町内各金融機関の窓口にて用意してあります。

# 所得稅・住民稅 3月17日(月) 消費稅 3月31日(月)

2月17日(月) ~



## その他

■土地や建物を  
売ったときは

譲渡した土地や建物については他の所得と合わせて所得稅の確定申告が必要となります。

■財産を  
もらったときは

平成8年分の贈与稅の申告は2月1日から3月17日までです。贈与稅は、個人からもらった現金、預貯金、有価証券、土地家屋、事業用資金、貴金屬、宝石、美術品などの財産の合計額が1年間に60万円を超えた場合にかかります。平成8年分の贈与稅の納期限は、申告期限と同じ3月17日です。ただし、贈与稅額が10万円を超えていて一時に納付できないときは、担保を提供して5年以内の年賦延納で納める制度があります。

■納稅相談日の  
ご利用を

確定申告の期間中、新津稅務署による「所得納稅相談」が実施されますのでご利用ください。

○營業など(譲渡、贈与は除く)日程 3月3日(月)4日(火)  
受付時間  
午前9時30分~11時30分  
午後1時~3時30分

会場 役場2階 研修室

■安全便利な  
振替納稅

今やキャッシュレス時代。振替納稅は、現金を持ち歩く必要がなく大変便利です。うっかり納稅を忘れてしまうことなく、納稅したことが預金通帳にも記載されます。手続きは簡単です。金融機関の窓口、稅務署にお問い合わせください。

■稅金電話相談  
(タックスアンサー)  
について

タックスアンサーは、身近な稅金についての解説が約470項目収録され、利用者が電話でお聞きになりたいコードを指定すると、コンピューターが解説します。タックスアンサーの電話番号と解説のテーマやコード番号は「タックスアンサーコード表」に取りまとめられ、稅務署や、市町村役場の窓口にあります。

利用方法

- 025-2223-2299へダイヤルしてください。
  - コード表でコード番号を確認してください。
  - (例) 0142 医療費控除
- ③ 電話での案内のとおりコード番号をダイヤルしてください。

■稅理士事務所における  
還付申告無料相談  
のお知らせ

関東信越稅理士会新津支部では、次の日程で新津支部会員の事務所において次の方々のうち少額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行いますので、ご希望の方は、最寄りの稅理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、お出かけ下さい。

(日程により担当する稅理士が異なりますのでご注意ください。)

- 1) 年金を受けられている方
- 2) 給与所得者で医療費控除を受けようとする方
- 3) 年の中途で退職又は就職された方など

①日程

平成9年2月12日(水)  
午前9時半~午後4時  
平成9年2月13日(木)



午前9時半~午後4時  
平成9年2月14日(金)  
午前9時半~午後4時  
お問い合わせ先  
関東信越稅理士会新津支部事務局  
☎22-11824 (三星)  
☎22-15940 (角谷)  
☎43-3676 (佐久間)